

南国市告示 第92号

地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第158条第1項の規定により、戸籍や住民票の写し等の請求に係る交付手数料を支払う場合の徴収事務について、令和5年6月1日から令和8年5月31日までの期間、次の者に委託する。

令和5年6月19日

南国市長 平山 耕三

所在地：東京都千代田区神田駿河台4-6

法人名：株式会社 ニチイ学館

代表取締役 森 信介